

I 休日の部活動の地域移行を推進する際の留意点について  
以下のことに留意して推進していきます

- 1 生徒が自発的に文化スポーツに親しみ、楽しさや喜びを感じられる活動の場を保障すること
- 2 教職員の働き方改革を推進すること
- 3 少子化による生徒数減少に対応すること
- 4 持続可能な部活動運営の在り方であること
- 5 文部科学省、スポーツ庁及び群馬県の方針等を踏まえること
- 6 中体連専門部及び文化部の意見等を踏まえること
- 7 教職員、生徒及び保護者の意見等を踏まえること
- 8 市長部局、スポーツ学校、芸術学校、地域のスポーツ・文化団体と連携し、協議すること



## II 休日の部活動の地域移行の方向性について

- 1 休日の部活動の地域移行は、部活動運営の在り方検討委員会(校長会・中体連事務局・教育委員会で構成された組織)で策定した実施計画を基に、生徒の活動・活躍の場を保障することを第一に考え、各学校が令和7年度末までを第1段階の改革推進期間として計画的に推進していきます。部活動の地域移行は令和7年度末までに完全移行できるものではなく、令和8年度以降も段階的に推進していきます。
- 2 休日の部活動を、準備が整った部活動から、スポーツ学校や芸術学校、地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブに移行し、地域クラブ活動としていきます。また、合同部活動、ブロックごとの活動を推進していきます。地域移行が難しい部活動は、これまでの部活動を継続しながら、地域移行の推進に向け準備を進めていきます。
- 3 生徒は、休日の地域クラブ活動に参加するか否か、どの地域クラブ活動に参加するかを選択できます。生徒が中体連の大会に出場する際は、自らが所属している部活動の一員として参加します。または、県中体連の参加資格を満たした地域スポーツ団体の一員として参加します。



- 4 休日の部活動の地域移行が完了した後(令和8年度以降を想定)に、教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できるようになります。それまでの休日の部活動は、これまでと同様に教職員等の理解と協力のもと実施していきます。

III 休日の部活動の地域移行後の活動について  
以下の8つの在り方を考えています

- 1 学校の専門部及び文化部が単独で活動する
- 2 複数学校の専門部及び文化部が合同で活動する
- 3 複数学校の専門部及び文化部がブロックをつくり活動する
- 4 拠点校部活動に生徒が参加し活動する
- 5 スポーツ学校や芸術学校の団体に生徒が参加し活動する
- 6 地域スポーツクラブに生徒が参加し活動する
- 7 スポーツ少年団に生徒が参加し活動する
- 8 民間スポーツクラブに生徒が参加し活動する



## IV 休日の地域クラブ活動の在り方について

- 1 部活動の活性化や教職員の働き方改革などを図ることを目的に、部員数に関係なく近隣校で合同部活動を組むこととします。また、市内を東西南北等いくつかのブロックに分け、ブロックごとの活動を推進します。なお、合同部活動等における大会参加は、県中体連等の規程に従います。
- 2 合同部活動及びブロックを編成する場合は、原則として近隣の学校同士(生徒が自転車で移動できる距離とし、目安は8km以内)とします。
- 3 令和8年度を目標に生徒が望む地域クラブ活動に参加できるようにするとともに、拠点校部活動【競技(部活動)のある学校が少なく、教育委員会が拠点校部活動と指定した競技(部活動)。在籍校に希望する競技(部活動)がない生徒が希望して参加。生徒が自転車で移動できる距離とし、目安は8km以内】に参加できるようにしていきます。



※令和6年度の平日の部活動は、これまでと同様に教職員等が顧問として携わります。

# 別紙 休日の部活動の地域移行のイメージ (A中学校の例)

学校及び部活動ごとに地域移行を推進するとともに合同部活動やブロックごとの活動を編成していきます

## 拠点校部活動

競技(部活動)のある学校が少なく、教育委員会が拠点校部活動と指定した競技(部活動)在籍校に希望する競技(部活動)がない生徒が希望して参加できる(生徒が自転車で移動できる距離)

## 学校部活動単独での活動

地域指導者 教職員  
部活動指導員 部活動協力者

## 複数校での合同部活動

地域指導者 教職員  
部活動指導員 部活動協力者

## 市を東西南北等に分けたブロックごとの活動

地域指導者 教職員  
部活動指導員 部活動協力者

バスケット

吹奏楽

卓球

バドミントン

野球

バレー

サッカー

剣道

柔道

テニス

陸上

水泳

部活動ごとに絞り込んだ地域移行の方向性(例)を矢印で表しています  
さらに絞り込み推進していきます

地域スポーツクラブ

地域指導者

スポーツ学校・芸術学校

スポーツ学校・芸術学校指導者

スポーツ少年団

地域指導者

民間スポーツクラブ

民間(職業)指導者

学校及び部活動の実状に応じて休日の部活動の在り方を協議し、生徒の活動・活躍の場を保障していきます